平成２１年（フ）第３５３５号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目６番５号
債務者　羽田　静果（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５５６号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区１棟404号
債務者　板橋　光子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８６号
横浜市南区永田みなみ台１番１―411号
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９３号
横浜市戸塚区戸塚町2709番地42　ライオンズマンション戸塚町402号
債務者　小島　英治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
横浜市南区永田北１丁目５番６号　永田町ハイム205号
債務者　岡田　達成
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６６号
北海道旭川市豊岡１条２丁目２番８号
債務者　加賀美義雄
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６７号
北海道旭川市豊岡１条２丁目２番８号
債務者　加賀美輝子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３９号
横浜市栄区小菅ケ谷３丁目32番５号
債務者　都丸　和久
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４０号
横浜市栄区小菅ケ谷３丁目32番５号
債務者　都丸　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３８号
神奈川県相模原市上鶴間本町７丁目２番５号　古木ハイツ202
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４２号
神奈川県相模原市当麻864番地８
債務者　山田　博子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４３号
神奈川県相模原市水郷田名２丁目25番５号　ボヌール田名305
債務者　杉本　礼子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４６号
神奈川県相模原市相武台１丁目26番13号　コーポあーさ相武台401
債務者　髙田アマリア　ガンボアこと　カルデロン・アマリア・ガンボア
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５６号
神奈川県相模原市相生１丁目７番８号　リベルテ渕野辺205
債務者　藤森　淑子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５７号
神奈川県相模原市相原４丁目８番12号　ハイム吉川A201号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部